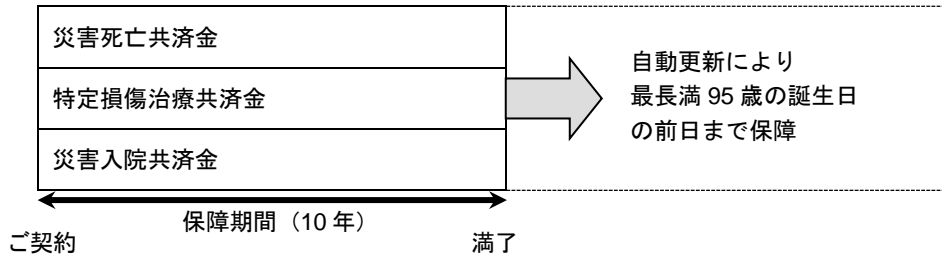


●災害保障共済●

■しくみ



■お支払事由など（お支払事由の詳細およびお支払いできない場合等については、ご契約のしおり（約款）をご覧ください。）

お支払いする共済金	お支払事由	お支払額 (1口あたり)	お支払限度	受取人
災害死亡共済金	責任開始期以後に生じた不慮の事故により死亡されたとき（事故の日から 180 日以内の死亡とします。）	200 万円 (*1)	—	死亡共済金 受取人 (*4)
特定損傷治療共済金	責任開始期以後に生じた不慮の事故による特定損傷に対して治療を受けられたとき（事故の日から 180 日以内の治療とします。）(*2)	特定損傷の種類により、 入院日額（5,000 円） の 4 倍～200 倍 (*3)	同一の不慮の事故につき 400 倍、通算 1,500 倍	共済契約者
災害入院共済金	責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害の治療のために 2 日以上入院されたとき（事故の日から 180 日以内の入院とします。）	入院日額（5,000 円）× 入院日数	通算 1,000 日	

(*1) 災害死亡共済金をお支払いする際に、お支払いの原因となった不慮の事故により、すでに特定損傷治療共済金をお支払いしている場合には、特定損傷治療共済金のお支払額を差し引いた金額をお支払いします。

(*2) 同一の不慮の事故により、2 種類以上の特定損傷が生じた場合は、それぞれの特定損傷について特定損傷治療共済金をお支払いします。ただし、同一の不慮の事故により、同一の部位に 2 以上の骨折または 2 以上の関節脱臼が生じた場合には、その部位について、特定損傷治療共済金は重複してお支払いしません。また、腱の断裂による特定損傷治療共済金のお支払いは、同一の不慮の事故につき 1 回とします。

(*3) 対象となる特定損傷および給付倍率については、ご契約のしおり（約款）別表をご覧ください。

(*4) 共済契約証書の死亡共済金受取人欄に「ご契約のしおりに記載のとおり」と記載されているご契約の場合は、次の順序で上位の者が死亡共済金受取人となります。

①共済契約者の配偶者 ②同子女 ③同父母 ④同孫 ⑤同祖父母 ⑥同兄弟姉妹

* ご契約に関するお問い合わせ：カスタマーセンター一部 0120-977-010（受付時間 9：00～19：00 土日・祝日・年末年始を除く）

* 共済金のご請求：0120-977-002（受付時間 9：00～17：00 土日・祝日・年末年始を除く）

楽天生命保険株式会社 〒158-0094 東京都世田谷区玉川 1-14-1 楽天クリムゾンハウス

ご契約のしおり（約款） 災害保障共済

災害保障共済の趣旨について

この共済契約は、共済契約者が不慮の事故により、死亡し、特定の損傷の治療を受け、または入院した場合に、共済金をお支払いするものです。

共済契約者の資格・保障

■共済契約者の資格

- 第1条 共済契約者の資格は、申込みの日において、日本に居住し、契約年齢が15歳以上80歳未満で、健康で正常に就業または日常生活を営む者とします。
- 2 共済契約者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。また、共済契約者の年齢は、契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加算して計算します。

■責任開始期、保障期間、掛金の払込

- 第2条 会社が告知・口座振替依頼を含む共済契約申込書の内容を審査して承諾した場合に、告知の時または初回掛金を受領した時のいずれか遅い時を責任開始期とします。責任開始期の属する日を責任開始日とします。契約日は責任開始日の属する月の翌月1日とします。
- 2 保障期間は、契約日から10年間とします。保障期間満了日までの掛金が払込まれ、かつ、共済契約者から保障期間満了日の2週間前までに共済契約を継続しない旨の通知がない場合、自動更新されます。
- 3 前項の自動更新については、次のとおり取り扱います。
- ①自動更新の場合には、継続した保障期間とみなします。
 - ②更新後の保障期間は、満年齢95歳の誕生日の前日を限度とします。
 - ③ご契約のしおりおよび掛金等は将来変更されることがあります。更新後の共済契約には、更新日のご契約のしおりおよび掛金等が適用されます。
 - ④更新日に会社がこの共済契約を取り扱っていない場合には、会社は自動更新を取り扱いません。
- 4 掛金の金額は契約年齢により計算します。また、共済契約が更新された場合、更新後の掛金の金額は、更新時の年齢（以下「更新年齢」といいます。）により計算します。
- 5 掛金の払込方法は、月払となります。
- 6 掛金の払込経路は、初回の掛金を除き、口座振替とします。
- 7 第2回以後の掛金の払込は、共済契約者の掛金振替指定口座から払込期月の27日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日。以下同じ。）に当月の掛金として自動振替となります。また、27日に振替ができなかった場合は、その翌月の27日に前月分と併せて振り替えます。
- 8 共済契約申込みを承諾した場合には、共済契約証書の交付をもって、承諾の通知にかえます。

保障（共済金）の内容

■共済の種類

- 第3条 この共済契約は、次条以下に定める災害死亡・特定損傷治療・災害入院を保障するものです。
- 2 共済契約の口数は、会社の定めるところにより取り扱います。

■共済金

- 第4条 この共済契約の共済金は、次のとおりとなります。（1口当たり）

- ①災害死亡共済金
2,000,000円
- ②特定損傷治療共済金
入院日額×別表2に定める給付倍率

③災害入院共済金

入院日額 5,000円

- 災害死亡共済金・特定損傷治療共済金・災害入院共済金の支払
- 第5条 この共済契約において支払う共済金の種類、支払事由、支払額および受取人は、次のとおりとなります。

種類	支払事由	支払額	受取人
災害死亡共済金	責任開始期以後に発生した別表1に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）を直接の原因として保障期間中に死亡したとき。ただし、その不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります。	第4条に定める額	死亡共済金受取人
特定損傷治療共済金	共済契約者が、保障期間中に次のいずれにも該当する治療を受けたとき ①責任開始期以後に発生した不慮の事故による別表2に定める特定損傷（以下「特定損傷」といいます。）に対して、その事故の日から180日以内に受けた治療 ②病院または診療所における治療（病院または診療所とは、医療法に定める日本国内にある病院もしくは診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）、またはこれらと同等の日本国外にある医療施設をいいます。以下同じ。）	第4条に定める額	共済契約者
災害入院共済金	共済契約者が、保障期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき ①責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から180日以内に開始した入院（入院とは、医師（法的に医師または歯科医師の資格を持つ者をいい、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（患者を収容する施設を有する診療所に限りません。以下本支払事由において同じ。）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することを行います。以下同じ。） ②病院または診療所における入院 ③入院日数が2日以上継続した入院	同一の不慮の事故による入院1回につき、入院日額×入院日数	共済契約者

- 2 この共済契約の特定損傷治療共済金の給付限度は、次のとおりです。
- (1) 同一の不慮の事故についての給付限度は、その給付倍率を通算して400倍
 - (2) 通算給付限度は、その給付倍率を通算して1500倍
- 3 この共済契約が更新された場合、前項の規定の適用に際して

は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特定損傷治療共済金の同一の不慮の事故についての給付限度の適用に際しては、更新前の保障期間と更新後の保障期間は継続した保障期間とみなします。
- (2) 特定損傷治療共済金の通算給付限度は、更新後の共済契約について新たに適用するものとし、更新の日の前日までに発生した不慮の事故による特定損傷についての給付倍率は更新前の通算給付限度に、更新の日以後に発生した不慮の事故による特定損傷についての給付倍率は更新後の通算給付限度に、それぞれ算入するものとします。
- 4 この共済契約の災害入院共済金の給付限度は、保障期間（更新前と更新後の保障期間は継続した保障期間とみなします。）を通じて支払日数 1000 日とします。
- 5 次の各号のいずれかにより共済金の支払事由に該当した場合には、災害死亡共済金・特定損傷治療共済金・災害入院共済金を支払いません。
 - ①法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ②酒気帯び運転中の事故
 - ③精神障害中の事故
 - ④核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下本号において同じ。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤前号以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの
 - ⑦次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - (i) 共済契約者が別表 3 に定める運動等を行なっている間
 - (ii) 共済契約者が自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行なっている間に生じた事故は除きます。
 - (iii) 共済契約者が航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であると問いません。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）に搭乗している間（共済契約者がこれらの航空機を操縦している間を含みます。）
- 6 災害死亡共済金を支払う際に、特定損傷治療共済金について次のいずれかに該当する事実があるときは、入院日額にその該当する給付倍率を乗じて得た金額の合計額を災害死亡共済金から差し引きます。
 - (1) 災害死亡共済金の支払原因となった不慮の事故と同一の事故による特定損傷治療共済金をすでに支払っているとき
 - (2) 災害死亡共済金の支払原因となった不慮の事故と同一の事故による特定損傷治療共済金の請求を受け、支払うこととした特定損傷治療共済金をまだ支払っていないとき
- 7 同一の不慮の事故により、2 種類以上の特定損傷（別表 2 に定める骨折、関節脱臼および腱の断裂のうち、異なる 2 種類以上の特定損傷とします。）が生じた場合には、それぞれの特定損傷について、第 1 項の規定を適用します。
- 8 別表 2 に定める骨折（以下「骨折」といいます。）による特定損傷治療共済金の支払は、別表 2 の各号に定めるそれぞれの部位（左右の部位はそれぞれ別の部位とします。以下本項において同じ。）について、第 1 項の規定を適用します。ただし、同一の不慮の事故により、同一の部位に 2 以上の骨折が生じた場合には、その部位について、特定損傷治療共済金は重複して支払いません。
- 9 別表 2 に定める関節脱臼（以下「関節脱臼」といいます。）に

よる特定損傷治療共済金の支払は、別表 2 の各号に定めるそれぞれの部位（左右の部位はそれぞれ別の部位とします。以下本項において同じ。）について、第 1 項の規定を適用します。ただし、同一の不慮の事故により、同一の部位に 2 以上の関節脱臼が生じた場合には、その部位について、特定損傷治療共済金は重複して支払いません。

- 10 別表 2 に定める腱の断裂による特定損傷治療共済金の支払は、同一の不慮の事故につき、1 回とします。
- 11 災害死亡共済金が支払われた場合には、災害死亡共済金の支払原因となった不慮の事故による特定損傷治療共済金の請求を受けても、会社はその特定損傷治療共済金を支払いません。
- 12 共済契約者が 2 以上の不慮の事故により 1 回の入院をした場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院共済金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院共済金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により災害入院共済金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により災害入院共済金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害入院共済金の支払額は、第 1 項の規定にかかわらず、主たる不慮の事故により災害入院共済金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院日額を乗じた金額とします。
- 13 共済契約者が転入院または再入院をした場合、その転入院または再入院につき、前入院から継続して入院していたとみなすべき事情があると会社が認めるときは、継続した 1 回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- 14 共済契約者が災害入院共済金の支払事由に該当する入院を 2 回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1 回の入院とみなして本条の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて 180 日以内に開始した入院に限ります。

共済金の請求・支払

■共済金の請求・支払手続

- 第 6 条 共済金の支払事由が生じたときは、共済契約者または共済金の受取人は速やかに会社に請求してください。
- 2 共済金の支払事由が生じたときは、次の会社所定の書類を共済金の種類に応じて提出してください。
 - ①所定の共済金支払請求書（事故状況報告を含む。）
 - ②医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書）
 - ③会社所定の様式による医師の診断書
 - ④共済金の受取人の印鑑証明書
 - ⑤共済契約者および共済金の受取人の戸籍謄本
 - ⑥公的機関の事故証明書
 - ⑦共済契約証書
- 3 会社は前項で定めた書類以外の提出を求めることができます。
- 4 共済金は、その請求に必要な書類が会社に到着してから（到着の翌日から、その日を含めて起算して）5 営業日以内に共済契約者または共済金の受取人の指定口座に振込みます。ただし、その指定口座は、日本にある口座に限ります。
- 5 共済金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、共済契約の締結時から共済金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、共済金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて 30 日を経過する日とします。この場合、会社は共済金の請求をした者にその旨を通知します。
 - (1) 共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
共済金の支払事由に該当する事実の有無

- (2) 共済金を支払わない場合に該当する可能性がある場合
共済金の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この約款に定める前号以外の解除事由または詐欺に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または共済契約者もしくは共済金受取人の共済契約締結の目的もしくは共済金請求の意図に関する共済契約の締結時から共済金請求時までにおける事実
- 6 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、共済金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。この場合、会社は共済金の請求をした者にその旨を通知します。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 30日
 - (2) 前項第2号から第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 90日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、共済契約者または死亡共済金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 60日
- 7 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または共済金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は共済金を支払いません。
- 8 共済金を請求する権利は、3年間請求がない場合消滅します。

■共済金の代理請求

第7条 特定損傷治療共済金または災害入院共済金の支払事由が生じ、共済契約者に特定損傷治療共済金または災害入院共済金を請求できない事情があるときは、共済契約者の配偶者（配偶者がいないときは、共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にしている3親等以内の親族）は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、共済契約者のために共済契約者に代って特定損傷治療共済金または災害入院共済金を請求することができます。この場合、その後重複してその共済金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

■死亡共済金受取人の指定または変更

- 第8条 共済契約者は、災害死亡共済金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。
- 2 共済契約者が前項の指定または変更をする場合には、所定の様式に従い手続きを行ってください。
 - 3 第1項の指定または変更をしたときは、共済契約証書に表示します。

- 4 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡共済金受取人に災害死亡共済金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡共済金受取人から災害死亡共済金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 死亡共済金受取人が2名以上のときは、代表者1名を選定してください。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代理するものとします。
- 6 死亡共済金受取人が災害死亡共済金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡共済金受取人とします。
- 7 前項の規定により死亡共済金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡共済金受取人となった者のうち生存している他の死亡共済金受取人を死亡共済金受取人とします。
- 8 前2項により死亡共済金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

共済契約の無効・解除・取消・失効・終了

■共済契約の無効、解除、取消、失効、終了

第9条 次の場合、この共済契約は無効となります。

- (1) 申込みが共済契約者の意思によらなかったとき
- (2) 申込みの日において、共済契約者が共済契約者の資格の範囲外であったとき、または責任開始期前にすでに死亡していたとき
- 2 共済契約者が、故意または重大な過失により、共済契約申込書の記載事項（会社が告知を求めた事項）に不実のことを告げたとき、または重要な事実を告げなかった場合（告知義務違反の場合）には、この共済契約は将来に向かって解除されます。
- 3 次のいずれかに該当する場合には、会社は、前項の規定による共済契約の解除をすることができません。
 - (1) 共済契約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために共済契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために共済契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、共済契約者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、共済契約者に対し解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 共済契約の締結または復活後、会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1カ月を経過したとき
 - (5) 責任開始日からその日を含めて2年以内に共済金の支払事由が生じなかったとき
- 4 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、共済契約者が、会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- 5 本共済制度の趣旨に反する次のような行為があった場合には、この共済契約は将来に向かって解除されます。
 - (1) 共済契約者または死亡共済金受取人が災害死亡共済金や保険金（当社以外から支払われたものを含みます。）を取得する目的で事故を発生させていた場合
 - (2) 共済契約者がこの共済契約の特定損傷治療共済金または災害入院共済金を取得する目的で事故を発生させていた場合
 - (3) 共済金の受取人がこの共済契約の共済金の請求に関し詐欺行為を行った場合
- 6 共済契約者の詐欺により共済契約を締結または復活したときは、会社は共済契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ掛金は払い戻しません。
- 7 払込期月中に掛金の払込がない場合、払込期月の翌月1日から末日までが猶予期間となります。猶予期間満了日までに共済金の支払事由が生じたときは、未払込掛金を共済金から差し引

- くこととします。猶予期間満了日までに掛金の払込がない場合には、猶予期間満了日の翌日から、この共済契約は失効します。
- 共済契約者が死亡したときは、死亡時に遡及してこの共済契約は終了します。
 - 共済契約者は、いつでも将来に向かって解約の手続きをとることができます。ただし、解約による解約返戻金はありません。

共済金の不支払

■共済金の不支払

- 第10条 共済金の支払条件は、第5条の定めるところによります。
- 前項の定める条件によるほか、次の場合には、共済金を支払いません。なお、すでに共済金が支払われていたときは、会社は、その返還を請求することができます。
 - 契約が無効であったとき、解除されたとき、または失効したとき
 - 共済契約者または死亡共済金受取人の故意、重大な過失または犯罪行為によって共済金の支払事由が生じたとき
 - 地震・噴火または津波、戦争その他の変乱によって共済金の支払事由が発生し、この共済制度の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めた場合は、その影響の程度に応じて共済金を削減して支払うことがあります。

共済契約内容の変更・その他

■共済契約内容の変更、解約

- 第11条 住所・氏名に変更が生じた場合は、所定の様式に従い、会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 前項の通知がなく、共済契約者の住所を会社が確認できなかった場合には、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、共済契約者に到達したものとみなします。
 - 掛金振替指定口座を変更される場合は、所定の様式に従い、変更していただきます。
 - 解約する場合は、共済契約証書裏面の通信欄に「①解約日②解約の旨」を記載し、「③署名④捺印」のうえ送付、または所定の様式に従い申し出てください。掛金の振替は解約日の属する月を最後に停止し、解約日をもって保障を終了します。ただし、記載された解約日以後に書類が到着した場合、書類の到着した日を解約日とします。

■特別条件

- 第12条 契約時に共済契約者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しないときは、その危険の種類および程度に応じて共済金または掛金に特別条件を付する場合があります。この場合、特別条件の内容および特別条件を適用する期間は共済契約証書に表示します。
- 特別条件を付した契約を更新する場合で、前項の規定により共済契約証書に表示された期間が全期間である特別条件については、更新前の契約に付された特別条件と同一の条件を付して更新します。

■配当金・解約その他の返戻金

- 第13条 この共済契約には配当金はありません。
- この共済契約には解約・解除における解約その他の返戻金はありません。
 - 災害死亡共済金の支払事由が生じ、第5条第5項または第10条第2項(2)に該当したことによって災害死亡共済金が支払われない場合、共済契約者のために積み立てた金額（以下「積立金」といいます。）があるときは、共済契約者の法定相続人に支払います。ただし、死亡共済金受取人が故意に共済契約者を死亡させた場合で、その死亡共済金受取人が災害死亡共済金

の一部の受取人であるときは、災害死亡共済金の残額をその他の死亡共済金受取人に支払い、支払わない部分の積立金を共済契約者の法定相続人に支払います。

■管轄裁判所

第14条 この共済契約における共済金等の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地を管轄する地方裁判所のみをもって、合意による管轄裁判所とします。

■共済契約の復活に関する特別

- 第15条 共済契約者は、共済契約が失効した日からその日を含めて1年以内であれば、会社の承諾を得て、共済契約を復活することができます。
- 共済契約の復活の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の告知書で告知を求めた事項について、共済契約者は、その書面により告知してください。また、会社が指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。
 - 共済契約者が本条の復活を請求するときは、会社所定の復活請求書（告知書を含みます。以下「復活請求書」といいます。）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
 - 会社が本条の復活を承諾したときは、共済契約者は、会社の指定した日までに、延滞掛金を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
 - 本条の規定により共済契約を復活する場合には、次のとおり取り扱います。
 - 第2条第1項の責任開始期の規定にかかわらず、延滞掛金を受け取った時（共済契約者に関する告知の前に受け取った時は告知の時）を責任開始期とし、責任開始期の属する日を復活日とします。
 - 第5条第1項、第9条第1項中、「責任開始期」とあるのは「最後の復活の際の責任開始期」と読み替えます。
 - 第9条第3項中、「責任開始日」とあるのは「最後の復活の際の復活日」と読み替えます。
 - 第9条第2項中、「共済契約申込書」とあるのは「復活請求書」と読み替えます。
 - 第12条第1項中、「契約時」とあるのは「契約時または復活時」と読み替えます。

■共済契約証書

- 第16条 次の各号の場合には、会社は共済契約証書を発行しません。
- 共済契約が自動更新されたとき
 - 共済契約を復活したとき

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故は、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中、次の項目とし、その内容は「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によります。なお、疾病や体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、または症状が増悪したときは、事故とはみなしません。

分類項目	基本分類表番号 (昭和54年版)
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車事故	E810～E819
3. 自動車非交通事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒	E850～E858

分類項目	基本分類表番号 (昭和54年版)
ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E860～E869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E890～E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温(E900)中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化(E902)」、「旅行および身体動揺(E903)」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置(E904)中の飢餓、渇」は除外します。	E900～E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息(E911)」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息(E912)」は除外します。	E910～E915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動(E927)中の過度の肉体的行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故(E928)中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 ただし、「処刑(E978)」は除外します。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999

別表2 対象となる特定損傷および給付倍率
対象となる「特定損傷」とは、次のいずれかをいいます。

特定損傷の種類	給付倍率
1. 骨折	
(1) 頸椎	200
(2) 頭蓋骨(頬骨を除きます。)	120
(3) 骨盤(尾骨を除きます。)	120
(4) 上腕	60
(5) 大腿	60

特定損傷の種類	給付倍率
(6) 踵	60
(7) 肩甲骨	50
(8) 下腿	50
(9) 下顎	30
(10) 鎖骨	30
(11) 前腕(手首を含みます。)	20
(12) 頬骨	16
(13) 胸骨	16
(14) 膝蓋骨	16
(15) 手骨(手首と手指を除きます。)	10
(16) 尾骨	10
(17) 足骨(踵と足指を除きます。)	10
(18) 鼻骨	4
(19) 肋骨(各肋骨を一つの部位とします。)	4
(20) 脊柱(各椎骨を一つの部位とします。ただし、頸椎および尾骨を除きます。)	4
(21) 手指(各手指を一つの部位とします。)	4
(22) 足指(各足指を一つの部位とします。)	4
2. 関節脱臼 (1) 頸椎(レントゲンで確認できるものに限り。)	200
(2) 股関節	120
(3) 膝関節	60
(4) 肘関節	48
(5) 肩関節	24
(6) 手関節	20
(7) 顎	12
(8) 脊椎(頸椎を除きます。また、レントゲンで確認できるものに限り。)	4
(9) 手指	4
(10) 足指	4
3. 腱の断裂	120

備考〔特定損傷〕

1. 骨折

「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。

2. 関節脱臼

「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいい、かつ、麻酔下において手術を要するもので、別表2の2. 関節脱臼に掲げるいずれかの部位に生じたものとします。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。また、脊椎の椎間板ヘルニアは含まれません。

3. 腱の断裂

「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

別表3 対象となる運動等

対象となる運動等とは、次のいずれかのものをいいます。

- (1) 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)
- (2) リュージュ、ボブスレー
- (3) スカイダイビング
- (4) ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
- (5) その他第1号から前号までの運動等に類する危険な運動